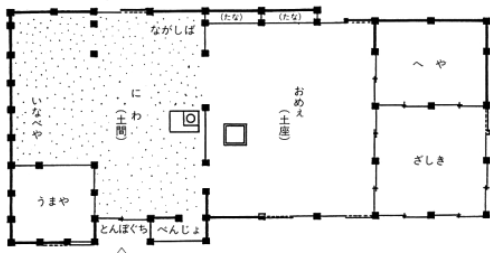


国指定重要文化財  
「旧五十嵐家住宅」再発見

会津坂下町を代表する民家は、何といても国の重要文化財である旧五十嵐家住宅です。

寄せ棟直屋造り、茅葺き、桁行八間半（十六・三メートル）、梁間三間半（八メートル）、広間型三間取り。移築の際に梁束より享保十四年（一七二九）の墨書きが発見され、会津地方でも建築年代の明らかな建物としては最古級に属します。会津平坦部の中規模農民住居で、住居の特徴としては、直屋造りで石の上に



会津坂下町旧五十嵐家住宅の平面図  
当時の呼び方で部屋割りされている

直接柱を立て、屋内は天井がなく、左側三分の一強が「ニワ」および「ウマヤ」で、筵敷きの土座住まい

であった「オメエ」を含めると土間部分が三分の二を占め、当時の農民の生活の様子を知ることができ、貴重な建物です。

同時期で対比できる山間部の民家に、只見町叶津にある国の重要文化財旧五十嵐家住宅があります。こちらの建築の墨書銘は享保三年（一七一八）です。

只見町・旧五十嵐家住宅は元文元年（一七三六）など幾度か改修した記録があり、初めは直屋造りで建てられていたのが、中門造りに変更さ



会津坂下町旧五十嵐家住宅（現在地：塔寺）

れています。これは、豪雪地帯ならではの特色です。

わずか十一年の年代差ですが、この二つの民家には二つの大きな違い



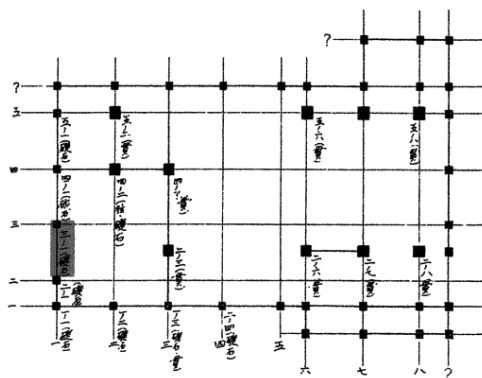
只見町旧五十嵐家住宅（現在地：叶津）

が見られます。

ひとつに、只見町・旧五十嵐家住宅や金山町にある重要文化財の五十嵐家住宅の土間には、より古い家の形態を残す「独立柱」があります。会津坂下町・旧五十嵐家住宅にはありません。屋根を支える重量計算などの知識や技術が発達し、「独立柱」は時代を経るに従って消えているので、家の古さや大型化の歴史を知る上で重要です。

二つ目として、二つの民家には「番付」という柱の位置を示す墨書きの設計図があります。只見町・旧五十嵐家住宅には『①いろは文字と漢数字を組み合わせたもの』と、『②漢数字の組合せで記載されたもの』

の、二つの記載方法で残されていますが、会津坂下町・旧五十嵐家住宅は①の番付だけです。会津坂下町・旧五十嵐家住宅以降に建てられた、会津の民家は全て①の墨書であることや、古い寺社建築が②の記載方法であることから、墨書記載の方法の違いは、建築の歴史と文化が変化す



只見町旧五十嵐家住宅の番付。墨で書かれた昔の設計図にあたるもの。

る時期を示す重要な意味があると考えられています。

二つの民家を見て比較するだけでも、会津の歴史や文化の移り変わりを知ることができます。このように大切な資料が会津坂下町にあるという事は素晴らしいことです。

▼問い合わせ先

町史編さん室 ☎83-3010

# ばんげの味<sup>が育てる</sup> その73 おいしい楽しい健やかライフ



## ～JA会津みどり女性部坂下町支部みどりの会の取り組み～

JA会津みどり女性部坂下町支部みどりの会は、会員14名で地産地消を実践し活動をしています。今年で発足10年目となります。

12月14日にみどりの会のメンバーが、1人当たり白菜5kg・大根5kg・じゃがいも3kgを持ち寄りました。そして、合計白菜70kg・大根70kg・じゃがいも42kgを、井関多賀子会長・山内さよ子副会長の2名で学校給食センターへ無償による提供を行いました。毎年実施しており、今回で6回目の無償提供となります。

地元の野菜は新鮮で甘みがあり、野菜嫌いの子どもたちにもおいしいと言ってもらえるので、とても励みになっています。「夏休み前には夏野菜、冬休み前には冬野菜を」と年間を通して季節の旬の野菜を納品しています。毎日の給食にみどりの会の野菜が必ずと言っていいほど使われており、給食センターでおいしく調理していただいています。



指導員による「現地指導会」の様子

また、今年度は6月に、おいしい野菜を提供するために、県の指導員・JAの指導員による会員の畑での現地指導会を開催しました。肥料や病害虫の予防・防除など質問を繰り返し積極的に学びました。来年度も活発に活動し、もっともっとおいしい野菜を子どもたちに届けたいと思います。

### 簡単ケチャップライスおにぎらず

☆☆2月19日 食育の日・家庭料理の日☆☆

《材料》1人分

- ・ご飯 100g
- ・のり(全型) 1枚
- A {
  - ・ミックスベジタブル 20g
  - ・ハム 1枚
  - ・ケチャップ 20g
- ・塩コショウ 少々

1個 約200kcal

～作り方～

- ① ハムは1cm角に切る。
- ② Aを耐熱容器に入れて、ラップをかけて電子レンジで1分加熱する。
- ③ ②にご飯を混ぜ、塩コショウで味を整える。
- ④ のりにケチャップライスをのせて、のりで包んで切る。



【問い合わせ先】 健康管理センター ☎ 83-1000

🍌 新着本の紹介 🍌

	本のタイトル	著者名	出版社
◇一般書	『あなたがもし残酷な100人の村の村人だと知ったら』	江上治／著	経済界
◇一般書	『たった1℃が体を変える：ほんとうに健康になる入浴法』	早坂信哉／著	KADOKAWA
◇一般書	『火星に住むつもりかい？』	伊坂幸太郎／著	光文社
◇一般書	『ラオスにいったい何があるというんですか？：紀行文集』	村上春樹／著	文藝春秋
◇児童書	『おはなし・ねこあつめ』（集英社みらい文庫）	汐月遥／著	集英社
◇児童書	『食品添加物キャラクター図鑑』	左巻健男／監修	日本図書センター
◇絵本	『す〜べりだい』	鈴木のりたけ／作・絵	PHP 研究所

☆ おすすめの新着本 ☆

〔一般書〕 『会津ことば散歩』（改訂版）  
江川義治／著 歴史春秋社  
会津地方の四季折々の美しさ、人間関係の温かさが伝わる会津弁を楽しく伝えるエッセイ。本書は、昭和54年刊の改訂版で挿絵は古川利意先生が描かれたものです。



〔一般書〕 『ぼぎわんが、来る』  
澤村伊智／著 KADOKAWA  
“あれ”からは、決して逃れられない——。“それ”は場所や世代を超えて、執拗に田原一家を狙う。田原は知人の民俗学者や霊能者の助けを借り、家族を守ろうとするが…。



〔一般書〕 『食堂のおばちゃん』  
山口恵以子／著 角川春樹事務所  
嫁と姑が仲良く切り盛りをしている下町の定食屋さんが舞台の物語。出てくる料理がどれも美味しそうです。巻末にレシピも載っていて、自分でも作ってみたくになりますよ。



〔児童書〕 『真田幸村（学研まんが NEW 日本の伝記）』  
田代脩／監修 学研プラス  
安土桃山時代から江戸時代はじめに活躍した勇将・真田幸村の伝記まんがです。当時の社会や文化、そして幸村をとりまく人間関係も深く理解することができます。



〔児童書〕 『きえた！？かいけつゾロリ』  
原ゆたか／さく・え ポプラ社  
たいへんです。かいけつゾロリがゆくえふめい。イシシとノシシはさがすけれど見つからない。このままでは、二度と3人で旅をすることができなくなる！？



〔絵本〕 『おしりたんてい』  
トロール／さく・え ポプラ社  
「フーム、においますね。」が、くちぐせ。レディーにやさしく、スイートポテトがだいすきなめいたんていが、どんなじけんもプツとかいけつします。



**『ブックスタート事業』**  
**ボランティア募集のお知らせ**

ブックスタート事業をお手伝いいただけるボランティアの方を随時募集しています。

主な活動内容は、10か月児健診の時に赤ちゃんとその保護者を対象に、簡単な説明をしながら絵本を手渡すお手伝いになります。

興味のある方は、中央公民館までご連絡ください。  
（担当：中央公民館 荒井 ☎ 83-3010）



**図書室利用時間のご案内**

開館時間 午前8時30分～午後5時  
木曜日のみ午前8時30分～午後7時  
（毎月第2火曜日は定休日）  
☎ 83-3010



# 介護保険の住宅改修について

## 改修前には必ず窓口にご相談を!!

### 1. 対象者

要介護・要支援認定者

### 2. 支給額

要介護状態区分に関わらず、1被保険者につき20万円を上限（数回に分けての申請も可能）として改修費の9割または8割を支給します。また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合には、支給限度額の再支給が認められる場合があります。

#### ※注意事項

- 20万円を超える改修費は全額が自己負担になります。
- 世帯に要介護・要支援認定者が複数人いた場合、同種類の改修を同時期に申請することは出来ません。
- 介護保険料未納者については、利用者負担割合が変更になる場合があります。

### 3. 住宅改修の種類

#### (1) 手すりの取り付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するもの。

#### (2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差および玄関から道路までの通路などの段差を解消するためのもの。

#### (3) 滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニル系床材などへの変更 など

#### (4) 引き戸などへの扉の取り替え

扉全体の取り替え（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどへの取り替え）など

#### (5) 洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替え など

### 4. 申請方法

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要となりますので、事前に下記の問い合わせ先までご相談ください。

#### (改修前に必要な書類)

- ①申請書、②理由書（ケアマネージャー記載）、③見積書および積算根拠資料、④着工前写真、⑤平面図、⑥同意書（被保険者と住宅の所有者が違う場合）

#### (改修後に必要な書類)

- ①申請書、②領収書、③完成後写真

※工事完了後の申請は受け付けできません。



#### 【申請・問い合わせ先】

生活課 保険年金班 高齢者支援係 (⑤窓口) ☎ 8 4 - 1 5 1 3